

スポーツ施設におけるドローン等の利用について

- (1) 体育館や屋外施設などで他利用者や歩行者等と区分できる場所については、ドローン等の飛行を許可します（ただし、施設全面の占有利用に限る）。許可施設は別添のとおり。
- (2) ドローン等（重量が 100g 未満のものも含む）の飛行を行う場合、各施設の利用許可申請書と合せて、本計画書を利用日の7日前までに提出してください。

ドローン等の飛行計画書

令和 年 月 日

提出者名：
電話番号：

利用施設	
人口集中地区	<input type="checkbox"/> ：該当 <input type="checkbox"/> ：非該当（屋外の場合、チェックしてください）
利用日時	令和 年 月 日（ ） 時から 時まで
利用目的	例）ドローン飛行練習
機体・台数	機体型式（ ）、台数（ 台）
登録記号	JU
操縦者氏名	
技能証明	<input type="checkbox"/> ：一等無人航空機操縦士 <input type="checkbox"/> ：二等無人航空機操縦士 <input type="checkbox"/> ：なし

（安全面）

区 分	チェック事項	チェック
安全基準 ※本市独自 基準含む	ドローン等の飛行に関する法令を遵守する。	<input type="checkbox"/>
	落下被害に対する保険に加入している。	<input type="checkbox"/>
	危険と判断される場合は飛行しない。 ※雨天、降雪、濃霧、強風時（風速5m以上）は飛行しない。 ※飛行は日の出から日没までとする。	<input type="checkbox"/>
	ドローン等及び周囲の状況を操縦者が常時目視により監視できる場所で飛行する。	<input type="checkbox"/>
	機体やカメラ等を操作しない現場監視員を配置する。	<input type="checkbox"/>
	不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等の上空、危険物の輸送及び物件の落下並びに最大離陸重量が25kg以上になるドローン等の飛行はしない。	<input type="checkbox"/>
	撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮を行う。	<input type="checkbox"/>
	機体及び各機器（バッテリー、プロペラ、カメラ等）に損傷や故障がない。改造した機体ではない。	<input type="checkbox"/>
	屋外施設は施設外周（フェンス等）から内側5m内を飛行する。 （万が一の落下等も想定し、境界線付近を飛行しない）	<input type="checkbox"/>

前橋市スポーツ課所管 ドローン等の利用許可施設

1. 屋内施設

No.	施設名	住所	電話番号	許可場所/条件等
1	市民体育館	上佐鳥町460-7	027-265-0900	主競技場又は副競技場のアリーナ全面占有
2	大渡体育館	大渡町二丁目3-11	027-253-7811 (大渡温水プール)	アリーナ全面占有
3	日吉体育館	日吉町2-17-12	027-231-1155	アリーナ全面占有
4	大胡体育館	河原浜町478	027-283-3970	アリーナ全面占有
5	宮城体育館	鼻毛石町1561	027-283-8735	アリーナ全面占有

2. 屋外施設

No.	施設名	住所	電話番号	許可場所
1	宮城総合運動場	鼻毛石町2270-1	027-283-8735 (宮城体育館)	多目的広場又は陸上競技場の全面占有
2	粕川総合グランド	粕川町西田面189	027-283-8735 (宮城体育館)	運動場の全面占有
3	富士見総合グランド	富士見町皆沢315-1	027-265-0900 (市民体育館)	全面占有
4	王山運動場	総社町一丁目8-2	027-253-7811 (大渡温水プール)	全面占有 (※ 人口集中地区)
5	北部運動場	上細井町2127-4	027-265-0900 (市民体育館)	全面占有 (※ 人口集中地区)
6	清里方面運動場	青梨子町591	027-253-7811 (大渡温水プール)	全面占有
7	粕川西部運動場	粕川町女淵1500-2	027-283-8735 (宮城体育館)	全面占有
8	桃ノ木川グランド	東片貝町417-4	027-265-0900 (市民体育館)	A～C面の何れかを占有
9	千本桜野球場	苗ヶ島町2516-1	027-283-8735 (宮城体育館)	全面占有
10	前橋総合運動公園	荒口町437-2	027-268-1911	陸上競技・サッカー場又は市民球場の全面占有
11	大胡総合運動公園	堀越町473-4	027-230-4055	陸上競技・サッカー場又は野球場の全面占有

※安全性確保のため、他利用者と重ならないよう占有利用に限り許可します。

※河川敷グランドなど不特定多数の方が周辺を散歩などで利用し、明確に区分できない場所は許可していません。

※人口集中地区(DID)の上空を飛行する場合、航空法の飛行許可申請が必要です。